

名 称 所 在	用 途 (令別表)	発 生 日 時 等	構 造・階 層 面 積	焼 損 程 度 (焼損面積 (延面積))	死 傷 者
京都国際 ホテル 京都市中京区 油小路通二条下る 油小路町288	ホテル (5)イ	昭和42年4月5日 出火8時50分ころ 覚知9時07分 覚知別火災報知専用電話 鎮火10時30分	耐火 1% 建 3,119.19m ² 延 21,139.44m ²	全・半・ 小 262m ² (1%)	死者 0名 傷者 12名 ()

I 火災概要

① 概 要	京都二条城すぐ前にあるホテルのダストシュート内から出火した火は、従業員の対応のまざさもあって拡大し濃煙が8階以上に充満し、泊りあわせた内外の観光客多数が大混乱をおこして、多数の逃げ遅れがでたが消防隊の救助活動が適切に行われたため死者を出さずにすんだことは不幸中の幸いであった。本火災はホテル従業員の非常時に対する平素の訓練、心構について問題を提起したものである。						
	階	床 面 積	焼損床面積	用途(売場)	在館者	死 者	避難設備等
		m ²	m ²				屋内避難階段
② 階 別 状 況	PH3	249.64		展望 台			3箇所
	PH2	120.00		水槽室・ファンルーム			金属梯子
	PH1	224.00	104	パン ト リ 一			(4F)
	10	1,406.56		客 室			1箇所
	9	"	22	"			救助袋、
	8	"	136	"			(5F~10F)
	7	"		"			各階 1箇所
	6	"		"			
	5	"		"			
	4	"		"			
	3	1,406.56		客 室			
	2	2,828.16		宴会場、食堂			
	1	3,035.52		ホール・ラウンジ・売店			
	B1	3,549.69		厨房・機械室・倉庫			
	合計	21,139.44	262		792	0	
	③ 出 火 場 所	(階、室、部位、可燃物状況、居室・非居室、在・不在) <u>ダストシュート内の1階と2階の中間部付近から出火</u> ダストシュート内部は、建築工事中コンクリート打用の型枠として使用されていたフジチューブ（ダンボールのようなもの）が放置されたままになっており、相当腐朽し、部分的にはく離しておりその部分に紙屑類等が引っかかって停滞していた。				④ 出 火 原 因	<u>たばこの投棄</u> ダストシュート内の1階と2階の中間部付近にあった可燃物が上層階から投棄された「たばこ」のすいがらによって発火したものと認められる。

⑤ 火 災 の 延 焼 経 路 等	(出火部位)	(出火室の拡大)	(上階への拡大)	(他室への拡大)
	ダストシュート内の 1階と2階の中間	ダストシュート内に 詰っていた紙屑等	開放されたダスト シュート投入口	前室、廊下、客室 の可燃内装
ダストシュート内の1階と2階の中間付近で詰っていた紙屑等に上部より投棄されたたばこの吸殻によつて着火し相当の時間燃り続けた後、発炎して火面が拡大し燃え広がる状態にある時に、投入口が開かれたため、バックドラフトの現象を起こし、異常音を発して火煙が開放していた投入口より噴出し、前室の天井が着炎、これより廊下へ、そして一部8階客室へも燃えのびたものである。(廊下及び客室の天井、廊下の壁仕上げ客室等の出入口扉が可燃及び可燃材料仕上であった。)				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 延焼拡大した主な理由 <ul style="list-style-type: none"> ○ 有効な初期消火が行われず、ダストシュートの投入口を開放したまま避難した。 ○ ポーイステーション、廊下、客室の天井、壁仕上等が可燃材及び可燃材料仕上であった。 ○ 煙の伝播経路 <ul style="list-style-type: none"> ダストシュートを中心に、開放されていた投入口より噴出した火煙は廊下伝に伝播した。 				

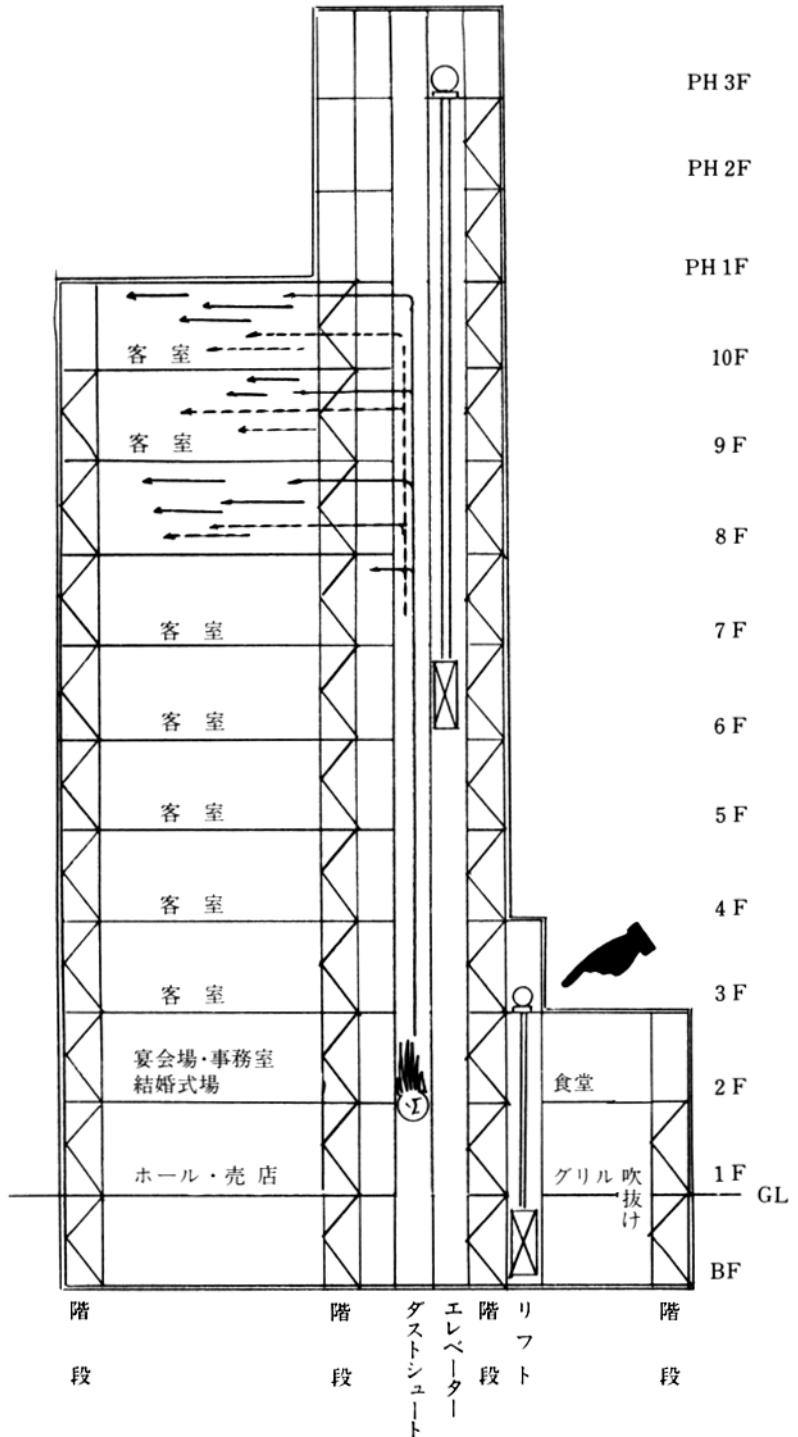
II 火災建物概要

① 建 築	着工・竣工又は主たる改築等 (同意) 昭和35年7月20日 (確認) 昭和35年8月10日 (竣工) 昭和36年7月31日	
	② 積 穴 の 状 況	③ 防 火 管 理 状 況
管 理 状 況	階 段 <input checked="" type="checkbox"/> ダクトスペース <input checked="" type="checkbox"/> エレベーター <input checked="" type="checkbox"/> パイプシャフト <input checked="" type="checkbox"/> エスカレータ <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> <p>特記なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○防火管理者および自主検査班長(10名)による防火委員会制度を設け、月1回委員会を開催している。また各階ごとに分割して火元責任者を定め、消防計画にもとづき日常の火災予防にあたらせている。 ○自主検査班は月1回、年1回人命安全管理を実施し所定の報告書によって防火管理に報告を義務づけている。 ○防火教育は新入社員を中心に行い、自衛消防隊も組織されており訓練は春秋の予防運動中に実施していた。
	④ 防 火 区 画 等	⑤ 消 防 用 設 備 等
	防火区画は階段室による区画のみである。 (ただし、地階・1階・2階だけは3ブロック に分割されている。)	
	出火箇所付近の自動火災報知設備の警戒区域は故障のため、出火前日から改修工事にかかっていた。(出火時、感知器は作動しなかった。)	

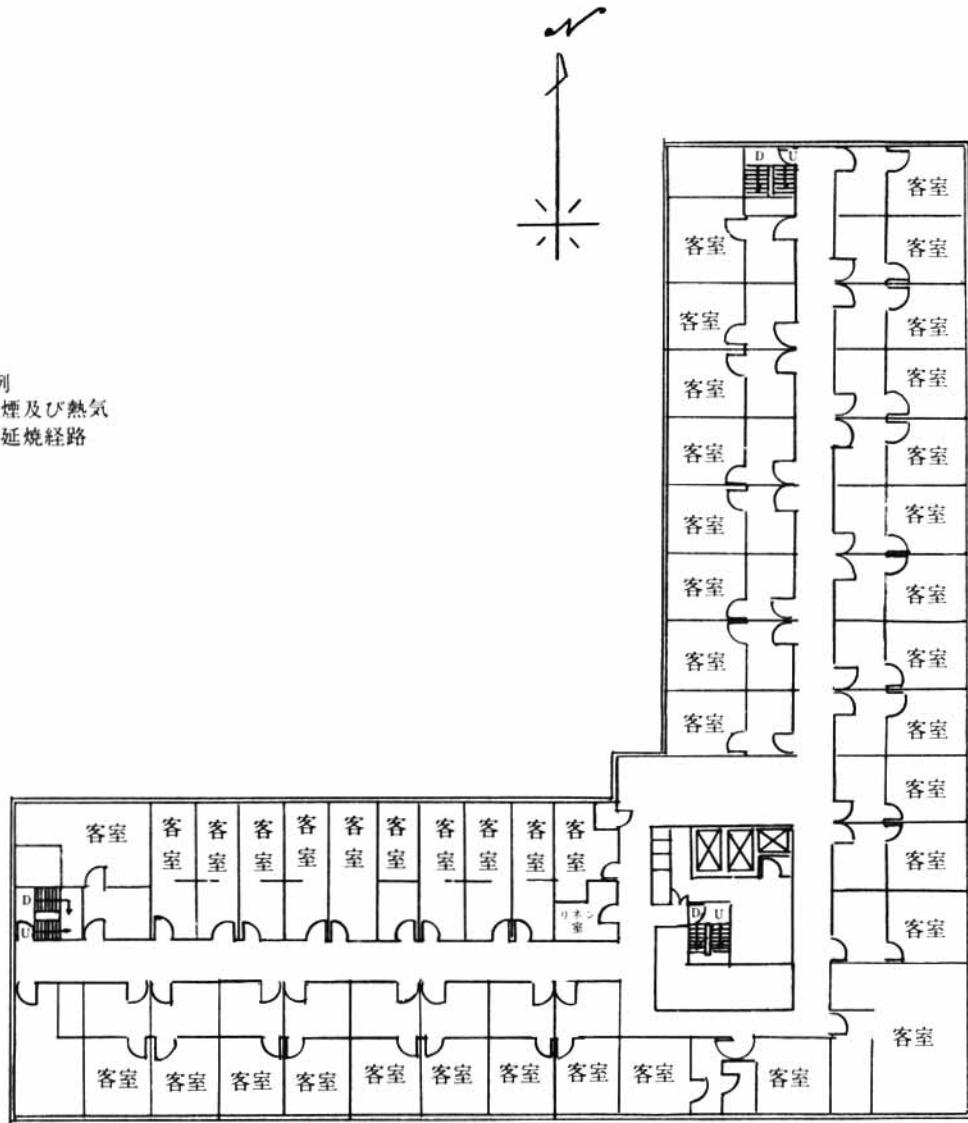
III 火災後の行動

① 発 見 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ○発見者 (各階ルームメード) ○発見の動機 (ダストシュートからの煙) ○発見後の行動 (フロント等へ通報) 		
	<p>本火災は、3階から9階までの各階ボイスステーションにいたルームメードたちが、おおむね午前8時50分頃から9時頃の間、それぞれの階のダストシュート投入口から煙が出ているのを発見して、フロント・統制管理室、電話交換室等へ通報している。</p>		
② 通 報 状 況	通 報 し た <input checked="" type="checkbox"/> (電話交換手) しない <input type="checkbox"/>	出火後約(17)分	
	<p>火災の発見を各階ボイスステーションからフロント・統制管理室・電話交換室等へ個々に通報されているが、ボイスステーションに対する統一した指示・指令は全く行われてなかった。発見から約17分過ぎた9時7分電話交換室から火災報知専用電話により消防局に出火報が入った。なお自動火災報知設備の受信機に内蔵の非常通報器（消防局直通）は操作されていない。</p>		
③ 初 期 消 火 状 況	<table border="1" style="width: 100px; height: 100px; vertical-align: middle; text-align: center;"> <tr> <td>消 火 し た</td> </tr> </table>	消 火 し た	<p>成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input checked="" type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> ○消火時期 <input checked="" type="checkbox"/> ○消火困難性 <input type="checkbox"/> ○消火方法 <input type="checkbox"/> <p>(理由又は状況)</p> <p>発見と同時に、地階・3・4・6・7・8階でそれぞれ泡消火器によって初期消火が行われたが、いたずらにダストシュート投入口より噴出している煙に放射しただけで、燃焼していたダストシュート内には消火液がかからず効果がなかった。屋内消火栓も3・6・7・9階の中央と、8階東及び南側・屋上階の計7ヶ所で使用しているが、何れも使用の時間がおそく初期消火の域を越えていた。</p>
消 火 し た			
<table border="1" style="width: 100px; height: 100px; vertical-align: middle; text-align: center;"> <tr> <td>消 火 し ない</td> </tr> </table>	消 火 し ない	<ul style="list-style-type: none"> ○消火時期 <input type="checkbox"/> ○消火困難性 <input type="checkbox"/> ○消火方法 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/> 	
消 火 し ない			
④ 消 火 活 動 概 要	<p>(消防上の支障・困難性等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出火建物は特別警備対象物として警備計画を樹立しており、出火と同時に事前計画により出動指令された。 ○消防隊による内部検索等の救助行動は、階段からの進入が熱気と濃煙で不可能な状態であったため、梯子車による屋外進入を敢行しなければならなかった。 ○猛煙で思うように燃焼場所への接近が容易でなかったため、水損面積が大きくなりがちであった。また、焼失面積に比較して、火災鎮火まで長時間を要した。 		

	避 難 方 法	避 難 上 支 障 事 項																
⑤ 避 難 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ○階段を利用 <input checked="" type="checkbox"/> (人) ○エレベーター利用 <input checked="" type="checkbox"/> (人) ○避難器具を利用 <input type="checkbox"/> (人) ○窓、開口部から直接地上へ <input type="checkbox"/> (人) ○救 助 <input checked="" type="checkbox"/> (38 人) ○その他() <input type="checkbox"/> (人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○無 窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良、機能不良、未設置) ○停 電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/> 																
当日、内外の客、571名が泊っていた。出火時は約3分の2程度が食事や買物のため、すでに階下に降りていた。宿泊客に対する避難誘導は、9時5分頃から各階従業員により各室をノックすることで始められたが、8階以上の階では中央および東階段は煙のため殆んど使用不能の状態であった。このため直接南階段あるいは北と西側の庇を利用して南階段へ廻り誘導している。自力によって階段から多数避難しているが、消防隊の梯子車により、10階から12名救助された。他、8階から屋上の間で合計38名が救助されている。																		
⑥ 死 者 の 状 況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">健康人 名</td> <td style="padding: 2px;">避難上支障となった事項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(泥酔者 名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">要保護者 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">〔乳幼児 名〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">高齢者 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">身体不 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">自由者 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">〔病 人 名〕</td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-top: -10px;">な し</p>	健康人 名	避難上支障となった事項	(泥酔者 名)		要保護者 名		〔乳幼児 名〕		高齢者 名		身体不 名		自由者 名		〔病 人 名〕		<ul style="list-style-type: none"> ○無 窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良、機能不良、未設置) ○停 電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/>
健康人 名	避難上支障となった事項																	
(泥酔者 名)																		
要保護者 名																		
〔乳幼児 名〕																		
高齢者 名																		
身体不 名																		
自由者 名																		
〔病 人 名〕																		
IV 問題点・教訓等																		
<ol style="list-style-type: none"> 1. サービス部分と廊下などの共用部分とは扉で区画されていたが、その扉が木製だったので、容易に廊下など共用部分に延焼拡大した。 2. ポーイステーション、廊下、客室の天井は、すべて合板・天井下地は釣木とも木造で、かつ廊下の壁仕上はビニールシート張りというよう、すべて可燃材料で構成仕上げられていた。これが早期に火災を拡大させ多量の煙を発生させた。 3. 全て客室窓は開放できることが理想であるが、止むを得ない場合の脱出口は明瞭に標示するとともに簡単に操作できるものにする。 4. 空気調節の関係により窓等も「はめ殺し」とすると、排煙が極めて困難となり、避難はもちろん消防活動にも障害となる。空気調節設備はあくまで排煙のためのものでなく、これに期待することなく、どうしても排煙を目的とした設備（スモークタワー等）が必要である。 5. 出火階以上の階段が煙で使用不能となり、宿泊客の多数が窓から庇へ逃れている。これは庇の有効性の実証になった。この種業態では屋内階段の他に屋外階段の併設が必要である。 																		



凡 例
-----> 煙及び熱気
→ 延焼経路



出火場所詳細図（8階）

